

## 民 事 訴 訟 法

(50 点)

次の事例について、(1) から (3) の問いに答えなさい。各問いは独立の問題である。

A は、訴状に被告として B の住所、氏名を記載し、B に対して 400 万円を貸し付けた事実（以下「本件貸付」という）などを主張して、貸金 400 万円の返還を求める訴え（以下「本件訴訟」という）を提起した。

訴状と第 1 回口頭弁論期日の呼出状（以下これらを「本件送達書類」という）について、B を受送達者として、B の住所における交付送達が試みられたが、B が不在であったため、B と同居する B の子 C（23 歳）に交付された（以下この送達を「本件送達」という）。

C は、本件送達書類を B に交付せず、B の名義で、B が本件貸付を受けたことを認めるが、返済を猶予してほしい旨を記載した答弁書（以下「本件答弁書」という）を作成し、裁判所に提出した。

第 1 回口頭弁論期日において、A が訴状の記載内容を陳述したが、B は欠席し、本件答弁書の記載内容の陳述が擬制された。裁判所は、口頭弁論を終結し、判決言渡期日を指定した。

第 1 回口頭弁論期日後、C は反省し、B に対し、本件送達書類を交付するとともに、C が B の名義で本件貸付を受けたこと、本件訴訟が提起され、B の名義で本件答弁書を提出したことを打ち明けた。

B は、判決言渡期日の前に裁判所に書面を提出し、この書面において、本件貸付は C が権限なく B の名義で受けたこと、C は本件貸付について B に知られないように、本件送達書類を B に交付しないでいたこと、本件答弁書は C が権限なく B の名義で作成し、提出したこと、B は第 1 回口頭弁論期日後に C から本件送達書類の交付を受けるまで、本件訴訟の提起を知らなかったことを述べた。

- (1) 本件送達は、B に対する送達として有効か、論じなさい。
- (2) 本件訴訟において、裁判所は口頭弁論を再開する義務を負うか、論じなさい。
- (3) 裁判所が口頭弁論を再開し、B を被告として手続が進められる場合、B は本件貸付の事実を否認することができるか、論じなさい。